

京都市告示第672号

介護保険法第24条の2第1項第2号の規定に基づき、要介護認定調査事務の一部を指定市町村事務受託法人に次のとおり委託しました。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

(1) 名称

一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

(2) 所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

ひと・まち交流館京都4階

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名

(1) 名称

一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会

(2) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

ひと・まち交流館京都4階

(3) 代表者の氏名

会長 山岸 孝啓

3 委託開始年月日

平成30年4月1日

4 委託事務の内容

要保護者で介護保険被保険者以外の者の新規要介護(要支援)認定事務における訪問調査業務

5 居宅サービス等の提供の有無

無

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)